

議 長 追加日程第3「議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の減額等について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、子育て世帯の税負担を軽減するために、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の減額等について改正をするものでございます。

制度の内容といたしましては、出産予定月、出産前1か月、出産後2か月の計4か月分の国保税を減額するもので、双子等の多胎出産につきましては出産前が3か月となり、計6か月分の国保税が減額されるものでございます。

条例の改正内容につきましては、保険税の減額と減額に関する届出の2点に関する項目について追加をするものでございます。

それでは、議案を3枚おめくり頂き、4枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。追加項目となりますので、左側の改正案のほうを御覧ください。第20条第2項の次に、産前産後期間相当分の保険税の減額に関する項目を加えます。

第3項、国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第

4項に規定する出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

次のですね、第1号から第6号につきましては、国保税が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つに分かれており、それぞれ所得割と均等割がありますので、計6項目について減額に関する事項を定めております。

第1号、国民健康保険の出産被保険者に関する基礎課税額の所得割額、当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に当該出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額。

次の2ページを御覧ください。第2号は、基礎課税額の被保険者均等割について、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割について、第4号は同被保険者均等割について、第5号は介護納付金課税額の所得割について、第6号は同被保険者均等割について、同様に保険税の減額について定めるものでございます。

次の3ページを御覧ください。上から5行目、第22条の次に、出産被保険者に係る届出として22条の2を加えます。出産被保険者に係る届出、第22条の2、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。第1号から第5号までは、届出書に記載すべき事項について定めております。

第2項、前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は次に掲げる書類を添えなければならない。第1号から、次の4ページを御覧ください。第3号までは添付すべき書類について定めるものでございます。

第3項、第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

第4項、第1項の規定にかかわらず、町長が当該出産被保険者について、同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

改正条例本文の3ページを御覧ください。下段の附則でございます。施行期日、第1項、この条例は令和6年1月1日から施行する。

適用区分、第2項、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第3、議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。